

## 国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令案について

国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく、土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出（第 23 条）については、国土利用計画法施行規則（昭和 49 年総理府令第 72 号）において届出の際の詳細な記載事項等を定めています。

今般、届出者と受理者の双方の負担軽減を図るとともに、制度の的確な運用を確保する観点から、届出事項の見直しを行うこととしましたので、改正案について意見公募を実施いたします。

### 今後のスケジュール

公 布：令和 7 年 4 月 1 日（予定）  
施 行：令和 7 年 7 月 1 日（予定）